

令和6年度第4回埼玉県青少年健全育成審議会 議事録要旨

日 時	令和7年1月14日（火） 15時00分から16時30分
場 所	オンライン（Zoom）
出席者数	12名
出席委員	堀田会長、会沢委員、阿久戸委員、森田委員、 阿左美委員、青砥委員、新井委員、栗原委員、 矢作委員、小林委員、増田委員、渡邊委員
欠席委員	高沢委員、山崎委員
議事	（1）埼玉県こども・若者計画（仮称）について （2）令和6年度いじめ問題対策会議の結果報告について （3）埼玉県青少年健全育成条例の改正について

1 開 会

2 議事録署名委員の指名

同規則第10条第2項により、会沢委員、渡邊委員を指名した。

3 議事要旨

議事（1） 埼玉県こども・若者計画（仮称）について

事務局から資料1により説明し、委員から次のとおり質疑等があった。

（堀田会長）

ただいま事務局から、埼玉県こども・若者計画（仮称）の修正案を出していただき、説明があった。内容について御質問や御意見はあるか。

皆さんがお考えの間、私の方から一つ質問させていただきたい。「埼玉県こども・若者計画（仮称）」と、（仮称）がついているが、今日意見を頂いた後は（仮称）は取れるのか。それとも、別の名前を考えているのか。

（青少年課長）

こちらの（仮称）については、議会に提出して認められたら取れる予定である。

（堀田会長）

議会を通ったら（仮称）が取れるということで理解した。他に御意見はあるか。

（青砥委員）

学齢期の子供たちは学校という社会資源がまずあって、何かあったら教育相談室や教育センターがある。すでに学校を中心に支援体制ができていますが、問題は途中から学校に行けなくなってしまった不登校の子だと思う。ひきこもりの方や長期欠席の方が激増しており、推計だが県内の39歳までのひきこもりの若者たちは40,000人という数も出ているが、不登校、ひきこもり、中途退学を含めた対策がまだまだ日本では弱いと思う。

今、さいたまユースサポートネットでバーチャルユースセンターをやっているが、今後はオンラインも活用しながら、特に学校につながらない子供たちや、家庭などに居場所がない子供たちが地域で受け止めてもらえる場所というのが非常に大事になっていくのではないかな。

最近の報道で、県内の中学生の通信制高校の希望者が増えており、定時制を希望する子供たちが減っているという話があった。こういったところからも、不登校の子供たちが地域にどうやってつながっていくかというところは大きな課題として残っていると思われる。そういった子供や若者たちに対して、我々の社会の方から、どうやって働きかけをして、将来的には社会で活躍できるようにしていくかという

ことを道筋を立てながら支援をしていくということが非常に大事なんじゃないかなというふうに思っている。バーチャルユースセンターでもそうだし、ユースセンターのような機能を持つリアルな居場所をどうやって作って、子供たちをつなげていくかということ、引き続き皆さんのご支援をいただきながら、我々も努力していきたい。

(堀田会長)

バーチャルユースセンターが、うまく機能するといいと思っている。事務局からコメントはあるか。

(青少年課長)

今回の計画で言うと、「ニート、ひきこもり、不登校のこども・若者への支援」というのは 65 ページのところで章立てて、いろいろな取り組みを記載させていただいている。今お話にあったようなことについては、例えばバーチャルユースセンターにおいても、リアルの場合だけでなく、バーチャルを使ってなかなかつながらない子供たち、若者たちをつなげていく、そういったニーズを行政としても取り組んでいくという取り組みを始めたところであるため、これを計画にも記載した。今後 5 年間しっかり取り組んでいきたい。

また、バーチャルだけでなく、このようなものを市町村がそれぞれ希望に応じて実施できるいいとも思っている。

今回の指標の中では、例えば 103 ページの指標 10 で、「子ども・若者支援地域協議会（それに相当する体制を含む）を設置している市町村の数」を全市町村に広げていくことを記載している。これは前回の青少年プランにおいても目標としているところであるが、こうした地域協議会を作ることにより、これまでなかなか支援が届かなかった若者世代に対する市町村の取組を制度化し、地域の NPO 等と協力しながら支えていくという体制づくりをしていく、そのような計画を立てた。こちらについては、引き続き市町村にも働きかけながら、市町村がそれぞれで類似の組織を作り、若者への支援をしっかり取り組めるようにしていきたい。

県の取組と市の取組は両輪だと考えているので、うまくセットにしながら、計画でも触れさせていただいた。引き続き、皆様方のご指導いただきたい。

(青砥委員)

我々がバーチャルユースセンターを運営させていただく中で、リアルに子供たちにつながるような活動にしていけたらいいと思っている。引き続きご指導いただきたい。

(堀田会長)

他には御意見等はあるか。

私からもう一つ質問がある。109 ページに、指標 32「いじめの解消率」100%とある。いじめ認知ケースの調査だと、その年度内に解消したものはわかるが、年度を超えて解消したものは調査に出てこない。しかし、今回の指標の 100%というのは、年度を超えても一度認知されたものがいずれ解消されるという意味で 100%となっていると考えてよろしいか。

(青少年課長)

そのように聞いている。

(森田委員)

先ほどのいじめの解消率だが、100%を目指す必要はないと思っている。100%を目指す、解消していないのに解消したと言ったり、強引に解消させるということが起こるのではないか。現在の 97.5%という数字でも、そのような現象が起きているのではないかとされていると思う。

また、103 ページの指標 9「児童養護施設入所中に高校を卒業する者で、進学・就職などの希望する進路に進めたこどもの割合」であるが、指標の説明・選定理由の欄で「中には、大学不合格や就職が決まらず、措置延長をして就職活動を継続しているこどももいる。」という記載がある。これは実際に何人くらいいるのか。私が知っているケースでは、措置延長をお願いしても断られてしまうことが多く、本当にこのような例があるのか気になる。

また、この文章をわざわざ書く意味があるのか。この記載では、措置延長が県の負担になっていると捉えられかねないので、消してもいいのではないか。実際に措置延長を受けている、進学も就職も決まっていない子が、これを読んだときに「私はお荷物なのではないか」と思ってしまうこともあると思った。

(堀田会長)

2 点、いじめの解消率 100%の数字のこと、指標 9 の説明の部分での御質問とご意見だった。

(こども政策課)

まず、いじめの解消率についてであるが、御指摘のあったような無理に数字を上げるようなことは、決して担当部局も行っていない。いじめの解消は 100%を目指すという形で、このように目標値を設定させていただいた。

また、指標 9 について、書きぶりは改めて担当課と検討させていただく。事実としてこのようなことがあるということを書いているが、これが県として負担になっているという意味の記載ではないので、しっかりと子供たちの希望の実現に向けて取組を進めていきたい。

(堀田会長)

書きぶりについては、措置延長されている子供たちの肩身が狭い思いをしないよう、御意見があったので検討していただきたい。

(栗原委員)

いじめの解消率は実際に100%を目指しているという回答があったが、100%というのは耳につきやすい数字だと思う。そのため、「いじめを見逃さない」ということに対して100%という目標の方がいいのではないか。「解消」と「見逃さない」は意味が違うが、私としては、「見逃さない」という言葉も欲しいと思った。

(堀田会長)

この100%に引っかかる方が何人かいるようだ。改めて確認だが、年度を超えていじめが解消されているかどうかという数値は出せるのか。その数字を出すために、県で独自調査を行うということか。

(こども政策課)

数値自体は、国の調査のものを使用している。こちらの指標は、県の上位計画である「埼玉県5か年計画」や、教育局関係の「埼玉県教育振興基本計画」等でも使っている指標であり、同じような考えで「埼玉県こども・若者計画」でも設定している。

今お話のあったいじめを「見逃さない」というのは、確かに当然必要なことであるので、計画の取組の中で、そのような視点も含めながらしっかりと進めてまいりたい。

(堀田会長)

特になければ、次に進めさせていただく。

本日、御意見いただいた部分については事務局で修正案を作成していただくが、その確認については私に一任いただいてよろしいか。

(異議なし)

(堀田会長)

それでは、修正案は私の方で確認し、その上で知事に答申させていただく。知事への答申については、後ほど私から提出させていただく。

議事(2) 令和6年度いじめ問題対策会議の結果報告について

事務局から資料2-1から参考資料により説明し、委員から次のとおり質疑等があった。

(堀田会長)

この内容について、御意見や御質問はあるか。

(森田委員)

先ほど埼玉県のスクールロイヤー制度についての説明があった。県立学校を対象としており、市町村が相談しにくいというのは基本的にやむを得ないと思う。その弊害を防ぐためにいろいろな制度の提案をしているが、予算の都合でできていないと感じる。

いじめの学校調査に関しては、協力する制度を立ち上げたと思うが、おそらく数件しか機能しておらず、そこは教育長や教育委員会の説明と異なる印象を受けた。

また、資料 2-2 の 2 枚目、取組の方向性として、「学校の『いじめ防止等のための基本的な方針』に基づく学校のいじめ問題への対応について入学時などに周知を図る。」と記載されている。しかし、文部科学省が作成した新しいガイドラインでは、6 ページに「入学時・各年度の開始時に児童生徒、保護者、関係機関等に説明することも必要である。」と記載があり、このガイドラインの書き方からは、説明が義務であるような見方もできると思うが、それを県の取組の方向性に入れてしまっているのか。これでは、県はまだガイドラインどおりの運用ができていないことを自認するようではないか。

(堀田会長)

スクールロイヤーの件と、入学時に周知を図ることを取組の方向性に入れることについての 2 点であった。

(青少年課長)

まず、スクールロイヤーの制度については、いじめに限らず、県内の市町村立学校の案件について県の担当課の方で御相談に乗るという制度になっている。すぐに電話で質問ができるといった気軽さではなく、いろいろ資料をまとめる必要があったり、手続きが大変で利用しづらいという意見があった。そのような点について、改善できるところは改善していくと聞いているので、その方向は積極的に進めたい、また、そのために市町村の教育長から意見をいただきたい、とお話した。

二つ目の、目標とすることで県の取組がまだ不十分であることを自認するような形になってしまうのではないかと御指摘であるが、実際のところ、どうもなかなか十分にできていないところがあるようだ。そのため、今回改めてこの方向性の中に入れることによって、教育委員会の方でも各市町村に説明する際に、国の取り扱いや、それを県も重大にとらえているということを伝えることができるので、そのように活用することによって、こうした取り組みが各学校で行われるようにしていきたいと考えての記載である。現状できていないところは認めざるを得ないので、

できるだけ早くそうした状況を改善していく必要があると思っており、そうした意味でこの表現については前向きにとらえていきたい。

（堀田会長）

スクールロイヤーについては、市町村立学校についても県で相談を受けているが、もう少し使いやすくなるように検討中という話だった。

（森田委員）

基本的に受けていないという運用になっているのではないか。一人だけ県のスクールロイヤーができる人がいるが、その人も訴訟対応しかしていなかったと思う。

市町村レベルで導入しているのは6自治体くらいで、今弁護士会に導入の相談があるのが2自治体程度であったと思う。

（堀田会長）

どれだけ活用されているのかなども確認していただくといいと思う。弁護士に相談できるというのは、こういう時に本当に心強いものなので、ぜひどの学校もうまく相談できるようになればいいと思う。

もう一つは、新しいガイドラインで、入学時、各年度の開始時にいじめ防止の基本方針を説明することが必要と書かれているということなので、すべての学校で徹底されるようにということで御意見をいただいた。

他に御意見等はあるか。

（栗原委員）

いじめの加害者にいじめの意識がないということに関して、人権意識に課題があるのではないかとあったが、ネットいじめになると、さらに文字コミュニケーションの困難さへの配慮が足りていないのではないかと、情報モラル教育のことも考える必要があるのではないかと。

文字コミュニケーションは、相手の声のトーンや口調がわからず、顔の表情が見えないなど、情報量が少ないゆえに誤解が起きやすい。その点が、ネットいじめが加速してしまいがちな要素の一つになっているので、ネットいじめに関しては情報モラル教育を進めるということも、取組の方向性として考えていただきたい。

（堀田会長）

本日は報告のため、新たに書き込むのではなく、これについて周知徹底していくのが大事だという御意見かと思う。

（青少年課長）

取組の方向性については、決定したものであるため、あとはこれに基づいて各課所が

取り組みをしていく中で、今頂いた御意見についても含めて考えていきたい。

やはりネットいじめの難しさについては十分配慮する必要があるとも思っている。青少年課でも、ネットアドバイザーの皆様方に御協力いただいて、そういったことを保護者の方にも理解していただくような機会を作っているところなので、そのようなところにもぜひ反映していきたい。

(堀田会長)

貴重な御意見だったと思う。

重大事態はどんどん増えており、ひとたび重大事態になるとそこに書ける時間と労力が本当に大きいものだと思うので、できるだけそこまで至らないように様々な予防策ができていくといい。

議事（３） 埼玉県青少年健全育成条例の改正について

事務局から資料３より説明した（質疑等なし）。

議事終了